

# 熱中症対策の推進のための法制度の 検討状況について

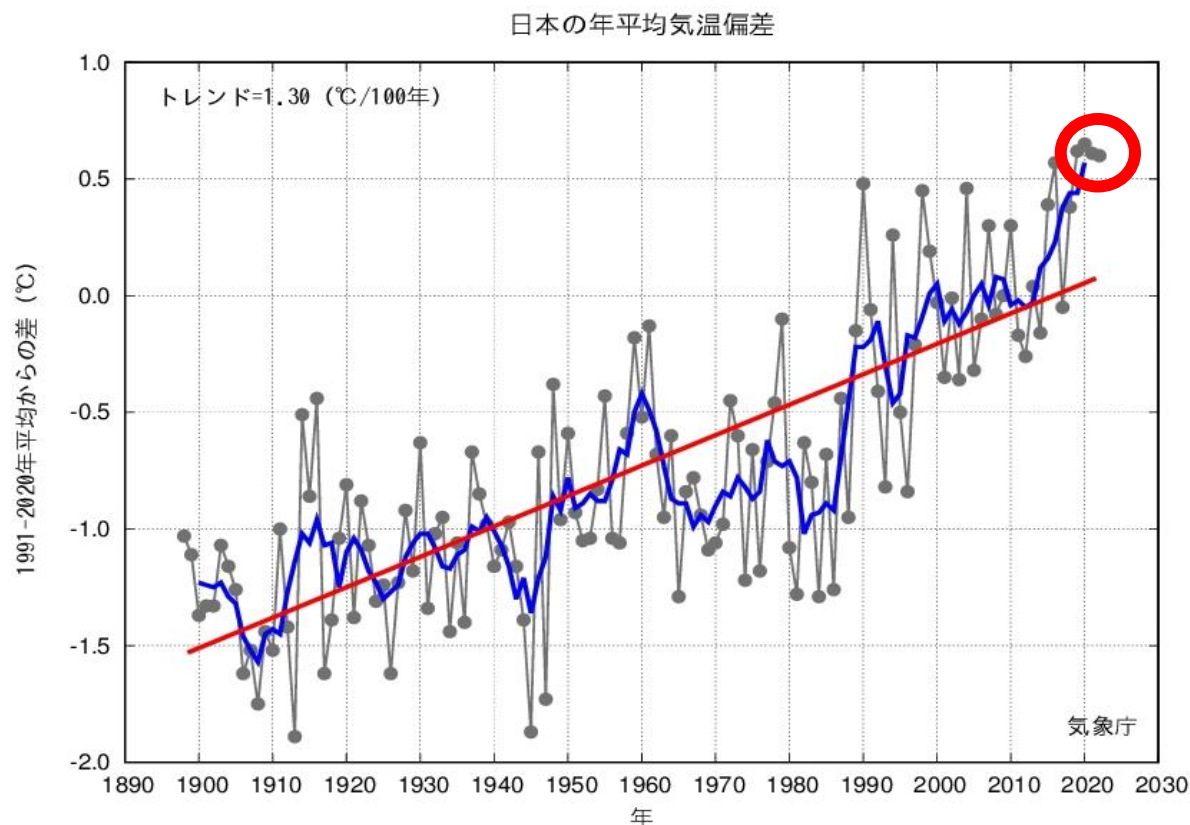
令和5年2月8日  
大臣官房環境保健部  
環境安全課

# 地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇

- ◆国内における年平均気温は**100年当たり1.30℃の割合で上昇**。
- ◆1898年の統計開始以降、**直近4年がトップ4**。

【正偏差が大きかった年（1～5位）】

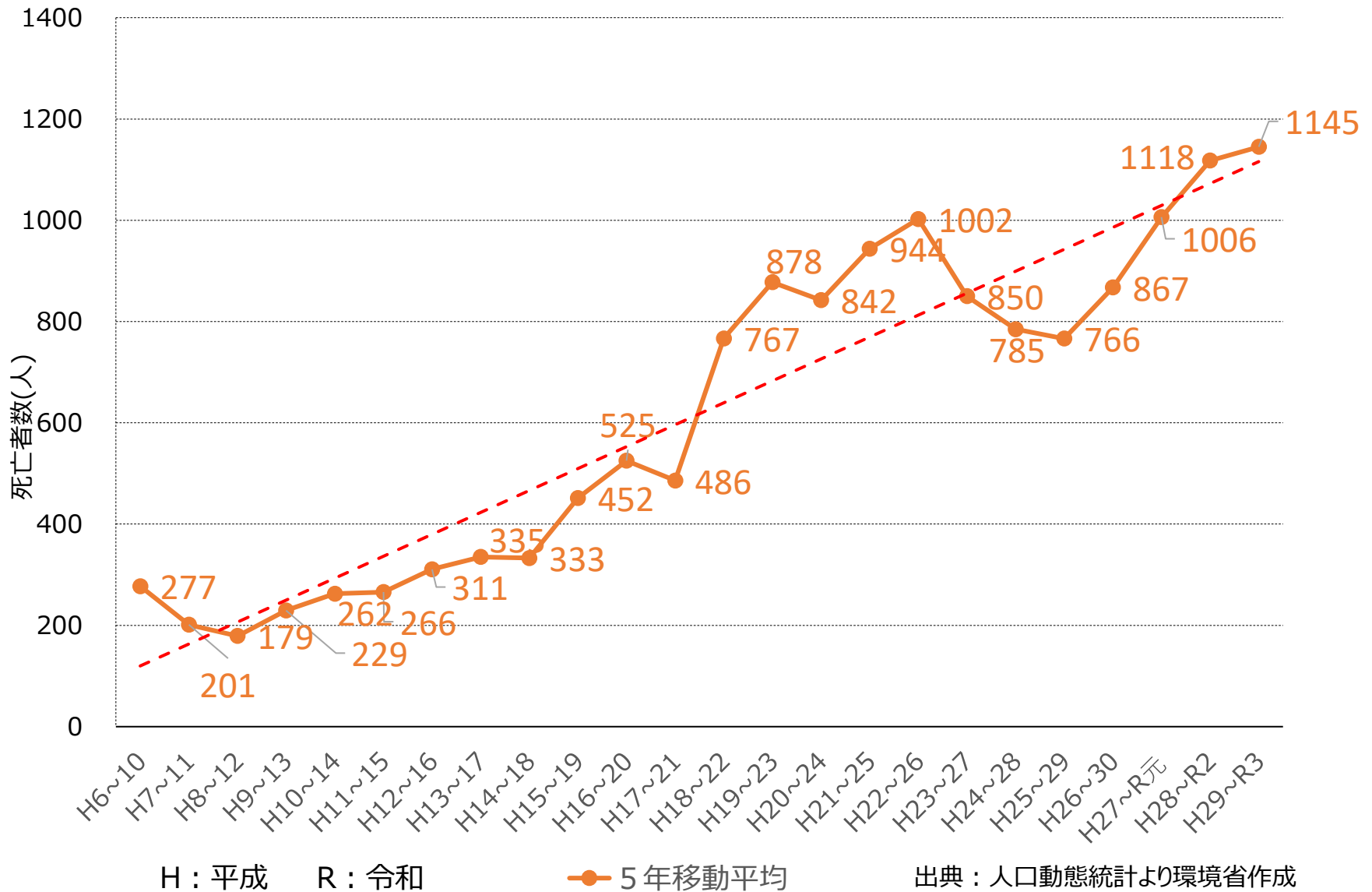
1位：2020年（+0.65℃）、2位：2019年（+0.62℃）、3位：2021年（+0.61℃）、  
4位：2022年（+0.60℃）、5位：2016年（+0.58℃）



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。  
基準値は1991～2020年の30年平均値。

出典：気象庁 日本の年平均気温

# 熱中症死亡者（5年移動平均）の推移



# 自然災害及び熱中症による死亡者数

	自然災害 (※1)	熱中症 (※2)
2017年	129人	635人
2018年	444人	1,581人
2019年	155人	1,224人
2020年	119人	1,528人
2021年	186人	755人

※1 令和4年度防災白書

※2 人口動態統計

# 令和4年夏の東京都23区、大阪市における熱中症死亡者の状況

○ 令和4年10月31日検案時点までの**東京都23区**における熱中症による死亡者**206人**

○ 令和4年10月31日検案時点までの**大阪市内**における熱中症による死亡者**74人**

計206人（速報値）のうち

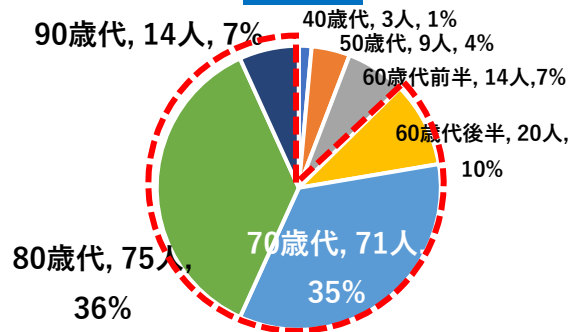
- ・ **8割以上は65歳以上の高齢者**

計74人（速報値）のうち

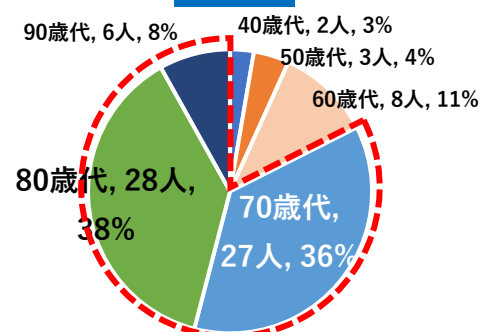
- ・ **8割以上は70歳以上\*の高齢者**

\* 60歳代については未分類

年齢別



年齢別



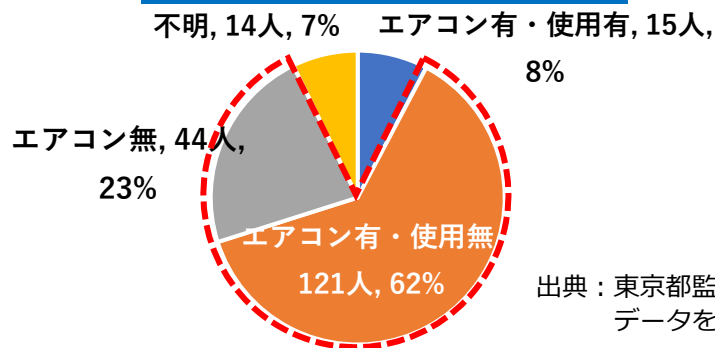
屋内での死亡者のうち

- ・ **約9割は、エアコンを使用していない（62%）  
またはエアコンを所有していなかった（23%）**

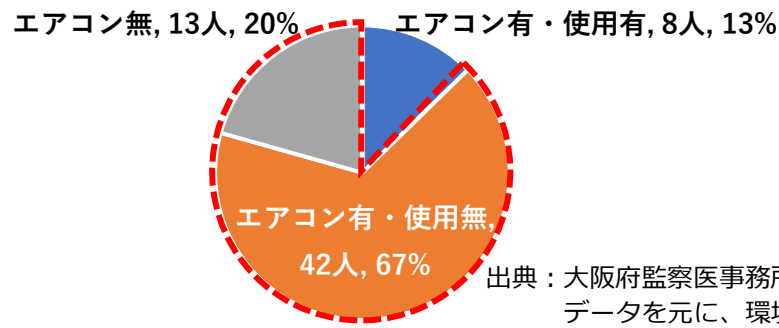
屋内での死亡者のうち

- ・ **約9割は、エアコンを使用していない（67%）  
またはエアコンを所有していなかった（20%）**

エアコン設置有無・使用状況別



エアコン設置有無・使用状況別



出典：東京都監察医務院のデータを元に、環境省作成

出典：大阪府監察医事務所のデータを元に、環境省作成

# 熱中症対策推進会議

関係府省庁が連携し政府が一体となって熱中症対策に取り組むため、**環境大臣を議長として11府省庁で構成**された会議

## 熱中症対策推進会議

議長 環境大臣

副議長 環境大臣が指名する環境副大臣

構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長  
内閣府大臣官房審議官（防災担当）  
消防庁審議官  
文部科学省総合教育政策局長  
厚生労働省健康局長  
農林水産省大臣官房生産振興審議官

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官  
国土交通省総合政策局長  
観光庁審議官  
気象庁大気海洋部長  
環境省大臣官房環境保健部長

## これまでの開催

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 第1回：令和3年3月25日 | <b>熱中症対策行動計画の策定</b> |
| 第2回：令和3年7月2日  | 令和3年夏に向けた政府の取組について  |
| 第3回：令和4年4月13日 | <b>熱中症対策行動計画の改定</b> |
| 第4回：令和4年7月21日 | 関係府省庁連携による更なる取組について |

# 熱中症対策行動計画 (2022年4月13日熱中症対策推進会議決定) の概要

## < 中期的な目標 >

- ・熱中症による死亡者数ゼロに向けて、2030年までの間、令和3年に引き続き**死亡者数が年1,000人を超えない**ようにすることを目指し、**顕著な減少傾向に転じさせる**。
- ・**顕著な高温が発生した際に、死亡者数を可能な限り減らす**ことを目指す。

## < 令和4年夏の目標 >

- ・「**熱中症警戒アラート**」などに基づき、国民、事業所、関係団体などによる**適切な熱中症予防行動のより一層の定着**を目指す。

## 1. 重点対象分野

### (1) 高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

- ・昨今の世界情勢に伴う電気料金や安定的な電力供給への影響が懸念される中、エアコンを適切に利用し、熱中症予防行動につなげることが重要であり、熱中症対策に関する知見を、高齢者等の視点に立って伝わりやすいように包括的に取りまとめ、地方公共団体や民間企業等の協力も得ながら、各府省庁連携して様々なルートを通じてワンポイントで伝えます。

### (2) 管理者がいる場等における熱中症対策の促進

- ・教育機関（学校現場内外）、社会福祉施設、仕事場、農作業場、スポーツ施設、イベント会場、避難所等の現場において、熱中症警戒アラートの活用や、暑さ指数の測定・活用などにより、各現場に応じた熱中症対策をより一層徹底するとともに、体育館等の公共施設におけるエアコンの整備を促進します。

### (3) 地方公共団体による熱中症対策の取組強化

- ・地域における熱中症警戒アラートの活用や関係部署・機関との連携の強化を促すとともに、地域における熱中症対策の優れた取組事例の周知を行います。

### (4) 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立

- ・マスク着用と熱中症の関係などを含めた、「新しい生活様式」における熱中症予防について、研究調査分析を進め、十分な科学的知見を得ながら、新しい知見を随時盛り込んだ対応策の周知を徹底します。

### (5) 顕著な高温の発生に備えた対応

- ・地球温暖化に伴う顕著な高温のリスクが高まる中、関係機関が連携して、事前の計画の策定や暑さから避難する場所の確保等、地域において住民の命と健康を守るための体制整備を支援します。

## 2. 連携の強化

### (1) 地域における連携強化

- ・地方公共団体を中心とした地域住民の熱中症予防行動を促進し、また、高齢者等の熱中症弱者への地域での見守りや声かけが実施されるよう、地域の団体や民間企業と連携を促進します。

### (2) 産業界との連携強化

- ・熱中症に関連した様々な商品やサービスの開発について、民間企業の技術開発や事業展開の後押しを通じた市場の拡充が、熱中症対策の一層の推進につながるよう、産業界との連携を強化するとともに、エアコンについては、再生可能エネルギー等の活用といった脱炭素の観点も組み入れた普及促進を図ります。

## 3. 広報及び情報発信の強化

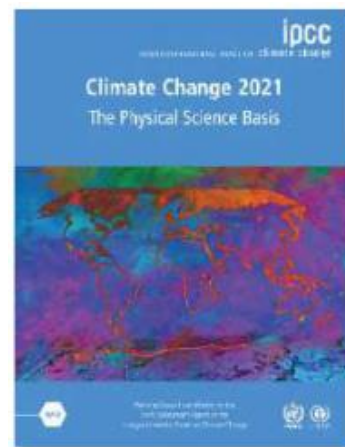
- **熱中症予防強化キャンペーン**：「熱中症予防強化キャンペーン」（毎年4月～9月）を、関係府省庁と連携して広報を実施します。
- **熱中症警戒アラート**：「熱中症警戒アラート」について、データ検証を行い、精度向上に努めるとともに、効果的な発信の在り方を検討し、関係府省庁が連携して多様な媒体や手段で国民に対して情報共有を実施します。

# IPCC第6次評価報告書（2021年8月9日公表）

## IPCC：気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)

科学的中立性を重視しながら**気候変動に関する最新の科学的知見を評価**し取りまとめた「評価報告書」を、1990年から5～8年ごとに公表している。

2021年7月現在、195の国等が参加。



- **極端な高温**等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い**増加すると予測**。

極端現象の種類	現在 (+1°C)	+1.5°C	+2.0°C	+4.0°C
極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍

※ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書を基に作成



# 2021年6月に発生したカナダの熱波の概要

【発生地域】 カナダ (ブリティッシュ・コロンビア州)

【最高気温】 **49.6度**を記録 (6月29日 リットン村※)

(※) 北緯50度13分52秒 (宗谷岬:北緯45度31分21秒)

6月の平均最高気温 (1981-2010年) **24.3 度**

出典: Environment Canada

高緯度で発生

広域的に発生

【死亡者数】

熱波発生による死亡者数 ブリティッシュ・コロンビア州 (人口 約500万人)
<b>619人</b> (人口 1万人当たり1.23人)

総面積 約947,800km<sup>2</sup>

(日本の総面積  
約378,000 km<sup>2</sup>)

<カナダの熱波定義>

猛暑の標準的な定義はなく、欧州の研究プロジェクトEuroHEATは、熱波を「最高体感温度と最低気温が月別分布の90パーセンタイル以上の期間が少なくとも2日間あること」と定義している。カナダ環境局の熱波の定義は、「最高気温が32℃以上の期間が3日間以上連続して発生」である。生理学に基づいた定義では、極端な暑さは「特定の集団の罹患率や死亡率の上昇と関連することが観察される閾値と期間」とされている。(※2)

日別の死亡者数 40度以上の気温を観測した日



短期集中的に、甚大な健康被害が発生

(※1) [Extreme Heat and Human Mortality: A Review of Heat-Related Deaths in B.C. in Summer 2021](https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/birth-adoption-death-marriage-and-divorce/deaths/coroners-service/death-review-panel/extreme_heat_death_review_panel_report.pdf)  
(※2) [Heat Alert and Response Systems to Protect Health: Best Practices Guidebook](https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/migration/hc-sc/ewh-semt/alt_formats/pdf/pubs/dimat/response-intervention/response-intervention-eng.pdf)

# 2022年夏期に発生した欧州の熱波

	熱波期間中の最高気温	概要
イギリス	40.3℃ (7月19日、 東部コニングスビー)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 死亡者数 3,200人以上 (人口約6,700万人)</li><li>● 保健安全保障庁 (UKHSA) と気象庁 (Met Office) 等は、気温の警告レベル「レベル4：非常事態」を初めて発出した。</li><li>● 鉄道運休、空港滑走路の閉鎖、政府が国民に対し自宅待機を要請した。</li><li>● 7月19日に観測史上初めて40℃を超えた。</li></ul>
スペイン	43.6℃ (7月12日、13日、 南部コルドバ)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 死亡者数 約4,000人 (人口約4,700万人)</li><li>● 山火事の影響で3,000人が避難した。</li></ul>
ポルトガル	44.2℃ (7月13日、 南東部エボラ)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 死亡者数 1,000人以上 (人口約1,000万人)</li></ul>
フランス	42.4℃ (7月18日、カゾー)	<ul style="list-style-type: none"><li>● フランス南西部では、山火事により約2万ヘクタールの森林が焼失し、約3万7,000人が避難した。</li></ul>
ドイツ	40.1℃ (7月20日、 ハンブルク)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 死亡者数 約4,500人 (人口約8,300万人)</li></ul>

※気象庁、報道ベース、ドイツ気象局、WHO Regional Director for Europe (死亡者数については2022/11/7時点) から環境省調べ  
Statement – Climate change is already killing us, but strong action now can prevent more deaths  
<https://www.who.int/europe/news/item/07-11-2022-statement---climate-change-is-already-killing-us--but-strong-action-now-can-prevent-more-deaths>

海外における熱波の状況について	熱中症対策上の課題
高緯度で発生	寒冷地も含め全ての自治体において対策が必要
広域的に発生	国や他の自治体による支援に限界があるため、各自治体における健康危機管理体制の強化が必要
短期集中的に、甚大な健康被害が発生	救急医療等がキャパオーバーにならないよう、熱中症の発症予防が重要

# 気候変動対策：緩和と適応は車の両輪

**緩和**：気候変動の原因となる**温室効果ガスの排出削減対策**

**適応**：既に生じている、あるいは、将来予測される**気候変動の影響による被害の回避・軽減対策**



# 熱中症対策の推進のための法制度の基本的考え方【案】

## ～気候変動適応法の改正～

- 地球温暖化に伴い**極端な高温のリスクが増加**。熱中症による**死亡者数は高水準（年間1,000人規模）で推移**。海外では災害級の熱波も発生。
- **昨年開催されたCOP27では気候変動への「適応」が重要議題**。  
（国連のグテレス事務総長は、地球温暖化で激甚化する気象リスクを住民等に知らせる「早期警戒システム」を全世界に普及させると発表）
- しかし、熱中症予防行動の**国民への浸透が不十分**。理解や危機感を高める必要。地域における取組も、地域差が大きく、**全国的に展開できていない**。
- **熱中症対策は多くの府省庁にまたがる中、総合調整機能が弱く、推進体制が不十分**。



気候変動適応法の一部改正により、熱中症対策の推進のための法制化を図る。

### 基本的な考え方

#### 熱中症対策の法的位置付け

- ◆熱中症対策は気候変動への適応策の中でも特に具体的な対策を推進していくべき分野であることを明記し、国、地方公共団体、事業者、国民等にとって推進すべき**重要な施策である旨を明確に発信**。**適応策の更なる具体化・強化**を図る。

#### 関係府省庁の連携強化

- ◆現行の政府の**熱中症対策行動計画**（関係府省庁局長級会議において策定）を**法定の閣議決定計画に格上げ**
- ◆計画案は**環境省**が関係府省庁と総合調整して作成
- ◆関係府省庁による熱中症対策の連携・強化（当該閣議決定計画に記載。以下は主な想定事項）
  - ・関係府省庁は、熱中症対策の普及啓発、一般住宅や公共施設等における**エアコンの普及・利用促進等の施策**を講じる。
  - ・関係府省庁は、**学校、スポーツ施設、災害時の避難所等**の管理者の行う熱中症対策を促進する。
  - ・関係府省庁は、熱中症による**救急搬送等情報を的確・迅速に把握**するよう努める。

#### 極端な高温時も見据えた熱中症対策の一層の強化

##### ◆熱中症特別警戒アラートの発表

- ・環境大臣は、従来からの熱中症警戒アラートに加え、極端な高温現象により国民の健康へ重大な支障を及ぼす事態が生じる場合には、気象庁長官の協力を得て、**熱中症特別警戒アラート**を発表し、都道府県へ通知するとともに、報道機関やSNS等を通じて周知する。

##### ◆クーリングシェルターの確保

- ・市町村長は、地域における熱中症対策を促進するため、**極端な高温時に暑さから避けるための施設を指定**することができるものとする。
- ・当該施設については、熱中症特別警戒アラートの発表がされている場合においては、施設を開放し、住民が確実に利用できるようにする。

##### ◆普及啓発体制の強化

- ・市町村長は、地域住民、特に独居老人など熱中症弱者への予防行動の呼びかけや安否の見守り等を進めるため、それを実施する**地域の団体や民間団体を指定**することができるものとする。

##### ◆地方公共団体への支援

- ・上記のような地方公共団体の取組に対して、**（独）環境再生保全機構による技術的助言**を行う。

## 1. 適応の総合的推進

- ▶ 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- ▶ 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- ▶ **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

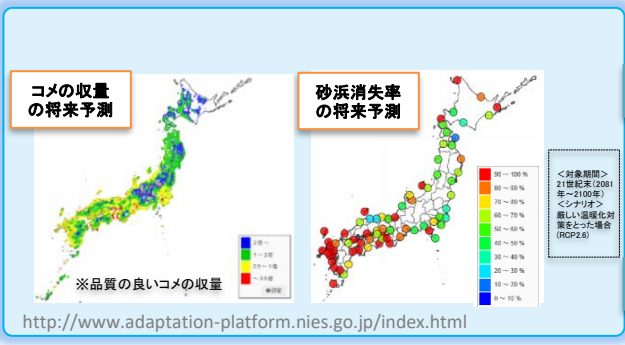
### 各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



将来影響の科学的知見に基づき、  
 ・高温耐性の農作物品種の開発・普及  
 ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備  
 ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備  
 ・ハザードマップ作成の促進  
 ・熱中症予防対策の推進 等

## 2. 情報基盤の整備

- ▶ 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。



## 3. 地域での適応の強化

- ▶ 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- ▶ 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- ▶ **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

## 4. 適応の国際展開等

- ▶ 国際協力の推進。
- ▶ 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

# 地方公共団体における効果的な熱中症対策の 推進に係るモデル事業について

# 地域におけるモデル事業について（令和3～4年度）

## 事業の意図・目的

- 熱中症予防のためには、「地域」における取組が重要であり、地方自治体を中心とした連携を強化し、地域住民の熱中症予防行動を促進することが重要。
- 地域モデル事業（※）により地域社会の優れた取組や創意工夫に富んだ熱中症対策を促進し、広く全国へ水平展開することにより、全国的な熱中症予防を進めることを目指す。

※正式名称は地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業（令和3年度より実施）

## <令和3～4年度>

### ●地域モデル事業において、計10地域をモデル自治体として採択

各地方自治体が、それぞれの地域特性を踏まえた上で、多様な関係主体によるアプローチ「共助」の取組や、地方自治体による「自助」「共助」の後押しを含め包括的・体系的に熱中症対策を実施する「公助」の取組を環境省として支援する。

- モデル自治体における対策の検証を行い、得られた知見を**全国の地方公共団体向けに「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集（仮称）」として整理。**

	採択自治体	人口規模	取組重点対象
1	群馬県上野村	約1,000人	高齢者
2	東京都豊島区	約290,000人	市民（特に高齢者）
3	神奈川県川崎市	約1,514,000人	高齢者
4	静岡県浜松市	約803,000人	市民（特に高齢者・子供）
5	岐阜県多治見市	約110,000人	市民全般
6	京都府	約2,526,000人	府民（特に高齢者・子供）
7	大阪府吹田市	約374,000人	高齢者・市民・生徒
8	福岡県福岡市	約1,554,000人	市民（特に高齢者）
9	埼玉県熊谷市	約200,000人	市民全般
10	新潟県南魚沼市	約54,000人	市民全般



# 地域におけるモデル事業について（令和5年度）

環境省では、今後起こりうる顕著な高温も見据えた熱中症対策の一層の促進に向け、法制化に向けて検討を行っています。これには地域の協力・連携が不可欠であり、より具体的な対策を試行、実施していただくための**支援の一環**として「**地域におけるモデル事業**」の公募を行っているところです。

法制度の円滑な施行に向けて、自治体における熱中症対策の具体的な検討に役立てていただきたいと考えています。**本モデル事業の活用についてぜひご検討**をよろしくお願いいたします。

## 応募受付期間

令和5年1月13日（金）～3月1日（水）

## 採択予定件数

**10件程度** 1件あたりの上限 500万円（税抜）

## 応募にあたり基本となる項目

- （1）熱中症警戒アラート発表時の対応、
- （2）高齢者を対象とした情報発信、
- （3）庁内における横断的連絡体制、
- （4）「クーリングシェルターの活用」及び「地域で活動する団体との協働」に関する検討

## 1つ以上含めていただきたい選択項目

- （5）クーリングシェルターの活用試行、
- （6）地域で活動する団体と連携した見守り、声かけ活動等
- （7）庁内外を含めた体制構築、
- （8）熱中症弱者の把握と避難・誘導

### <事業に関する詳細>

詳細については以下報道発表をご参照ください。

報道発表：令和5年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業の公募について

URL：[https://www.env.go.jp/press/press\\_01020.html](https://www.env.go.jp/press/press_01020.html)

### <問合せ先>

環境省大臣官房環境保健部環境安全課

直通：03-5521-8261

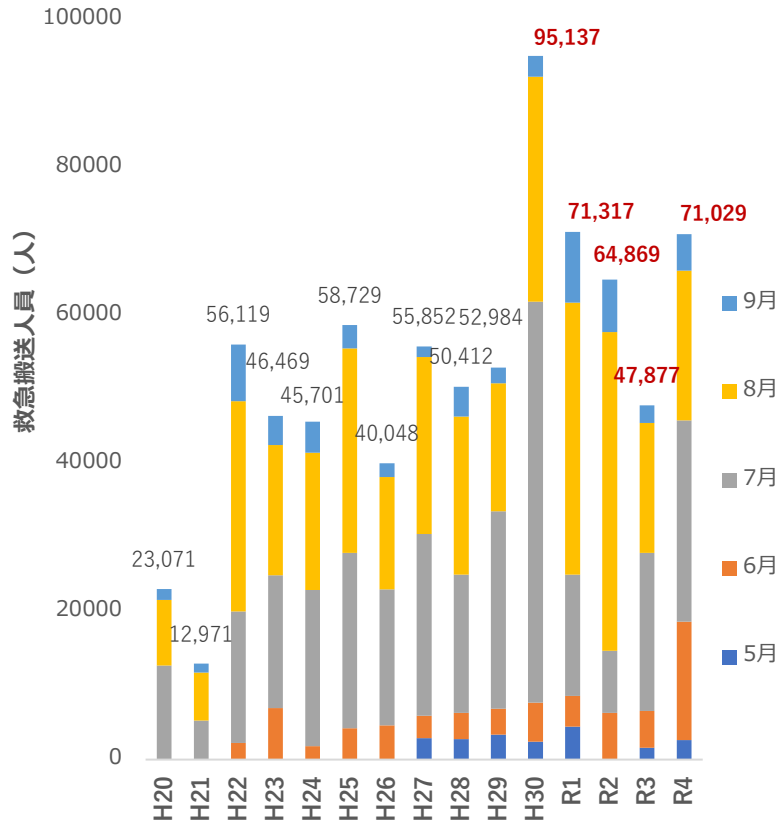
担当：佐古、奥山

# 〈参考資料〉

# 熱中症による救急搬送者、死亡者の状況

## 熱中症による救急搬送人員の状況

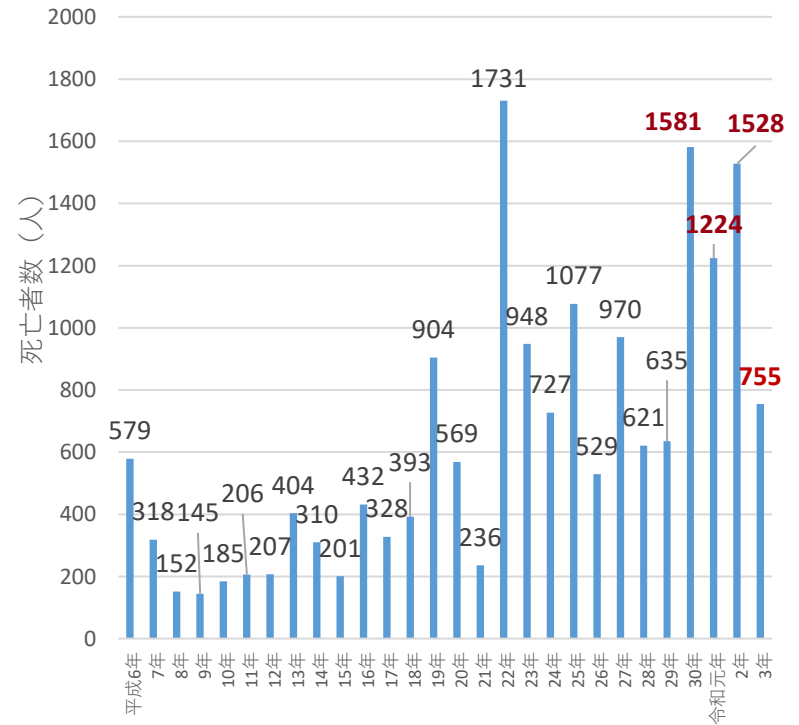
近年、搬送人員は4万～5万人を超えて推移



出典：消防庁 (<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>)

## 熱中症による死亡者の状況

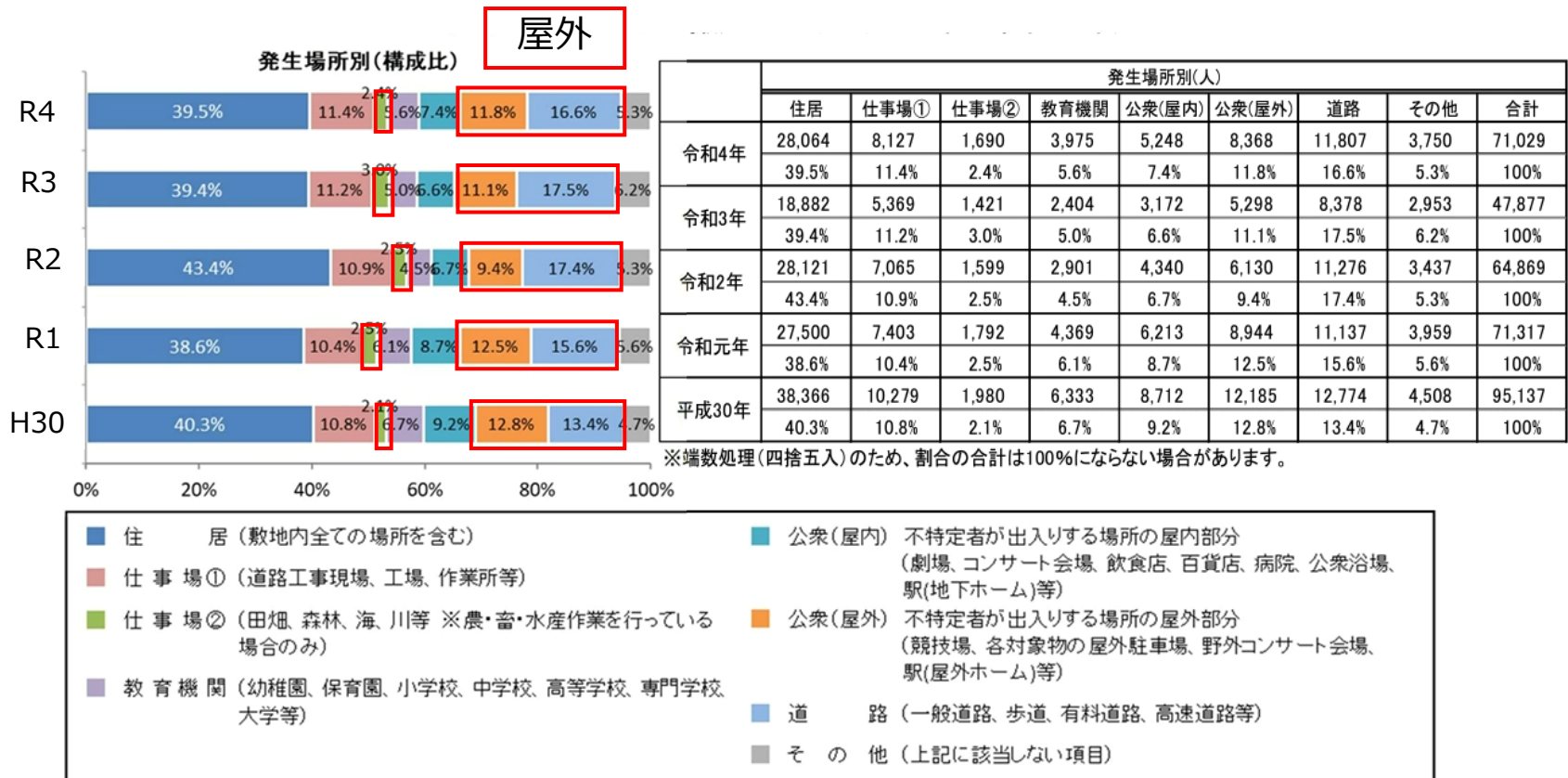
平成30年以降、令和3年を除いて1,000人を超えている



出典：人口動態統計 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>)

# 熱中症による救急搬送者の状況（発生場所別）

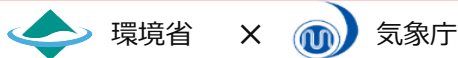
## 発生場所のおよそ3割が屋外



出典：消防庁（熱中症による救急搬送状況）

# 「熱中症警戒アラート」について

令和4年度は4月27日(水)から10月26日(水)まで実施



## 熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

### 1. 背景

- 熱中症による**死亡者数・救急搬送人員**は高い水準で推移しており、気候変動等の影響を考慮すると**熱中症対策は極めて重要**



### 2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との相関が高い**暑さ指数 (WBGT)**を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数 (WBGT) とは、人間の熱「ラジ」に影響の大きい  
**気温 湿度 輻射熱**



の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照



### 3. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数 (WBGT) が**33以上になると予測した場合に発表**

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安 <sup>注1)</sup>	日常生活における注意事項 <sup>注1)</sup>	熱中症予防運動 <sup>注2)</sup>
33℃以上	すべての生活活動で <b>高い危険性</b>	高齢者は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。 外歩行は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	運動は <b>原則中止</b> 特別の場合以外に運動を中止する。特に高齢者の場合は中止すべし。
28~31℃	すべての生活活動で <b>中程度の危険性</b>	外歩行は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	運動は <b>原則中止</b> 特別の場合以外に運動を中止する。特に高齢者の場合は中止すべし。
25~28℃	中程度の生活活動で <b>中程度の危険性</b>	運動や激しい作業をする場合は、事前に充分に準備を取り入れる。	運動は <b>原則中止</b> 特別の場合以外に運動を中止する。特に高齢者の場合は中止すべし。
21~25℃	強い生活活動で <b>低い危険性</b>	一般的に危険性は少ないが、強い運動や激しい作業には発生する危険性がある。	運動は <b>原則中止</b> 特別の場合以外に運動を中止する。特に高齢者の場合は中止すべし。

注1) 日本気象学会指針より引用  
注2) 日本スポーツ協会指針より引用

### 4. 発表の地域単位・タイミング

#### <地域単位>

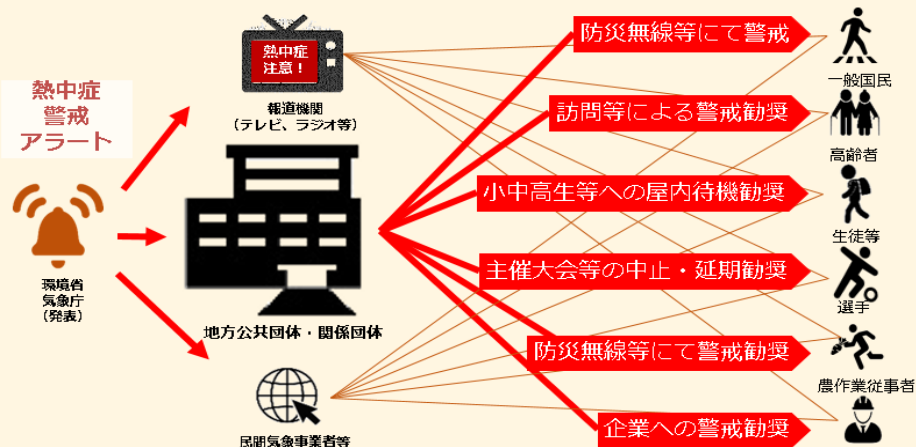
- 気象庁の**府県予報区等単位**で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数 (WBGT) も情報提供



#### <タイミング>

- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表**
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

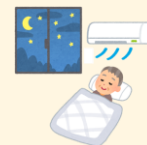
### 5. 情報の伝達方法 (イメージ)



※ 農作業従事者向けの「MAFFアプリ」や訪日外国人旅行者向けの「Safety tips」、LINE公式アカウントをはじめとしたSNSアカウント等も活用し、情報を発信。

### 6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、**日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。**
- (例)
- 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
  - 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
  - 身の回りの暑さ指数 (WBGT) を確認し、行動の目安にする。
  - エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止/延期をする。
  - のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。



### 7. 令和4年度の実績 (全国)

発表地域: **46地域/58地域**

発表日数: **85日/183日**

延べ発表回数: **889回**

※4/27~10/26

(4月第4水曜日から10月第4水曜日まで)

### (参考) 令和3年度の実績

発表地域: **53地域/58地域**

発表日数: **75日/183日**

延べ発表回数: **613回**

※4/28~10/27

(4月第4水曜日から10月第4水曜日まで)

※令和3年から全国運用開始



# 関係府省庁との連携による普及啓発資料の作成（令和4年度）

<熱中症予防のためのポイント（関係11府省庁）>

<訪日外国人向け（環境省）>

<エアコンの早期点検や試運転の呼びかけ（経済産業省・環境省）>

<新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防（厚生労働省・環境省）>

# クーリングシエルトアの活用事例（国内）

○避暑のための施設等が自治体内に設置されている市区町村数 **125/592 (21%)**

(令和4年環境省アンケート調べ)

## ■熊谷市

期間：6月1日から9月末日まで

場所：市内22の公共施設(庁舎、公民館、文化施設)



写真提供：熊谷市  
(※写真は2019年のもの)

## ■品川区

期間：毎年7月1日から9月末日まで

場所：区内61の公共施設(地域センター(区役所支所)、児童センター、シルバーセンター、保健センター)等



写真提供：品川区



# 熱中症対策に係る地域団体の活動事例

## NPO法人・ボランティア団体等

高齢者向けの健康教室、体操教室にて熱中症予防に関する声かけを実施



写真提供：吹田市

在宅訪問による見守り、熱中症予防に関する声かけ活動の実施



写真提供：上野村

## 民間企業

自社製品・サービスの特性や企業の持つ人材・資源を活かし、自治体の熱中症対策を強力にサポート（対策へのアドバイス、研修等の実施）

## 一般社団法人

熱中症予防を考えるイベント・ワークショップを開催



写真提供：熊谷市